

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 29 日（金）第3506号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

人 事 委 員 会 公 告

○鹿児島県職員採用試験公告 (総務課取扱い) 1

公 安 委 員 会 公 告

○警備業貴重品運搬警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 4

人 事 委 員 会 公 告

鹿 児 島 県 職 員 採 用 試 験 公 告

平成31年度鹿児島県職員採用試験（民間企業等職務経験者・中級・初級）を次のとおり実施する。

平成31年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 委 員 長 西 啓 一 郎

1 試験名、試験区分及び主な職務内容

試験名	試験区分	主な職務内容	
民間企業等 職務経験者	行 政	知事部局における事務	
	U I タ ー ン 枠	農 業	知事部局におけるそれぞれの専門的業務
		畜 産	
		農業土木	
		林 業	
		水 産	
		土 木	
		建 築	
保 健 師			
中 級	一般事務	知事部局における事務	
	教育事務	市町村立小・中学校又は教育委員会等における事務	
	土 木	知事部局における専門的業務	
初 級	一般事務	知事部局又は教育委員会（県立学校等を含む。）における事務	
	警察事務	警察本部（警察署を含む。）における事務	
	農業土木	知事部局におけるそれぞれの専門的業務	
	林 業		
	土 木		
建 築			

2 受験資格

(1) 次に該当する者（年齢は平成32年 3 月末現在の満年齢）

試験名	受 験 資 格
	次の全ての要件を満たす者 ア 昭和55年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた者 イ 保健師については、保健師の免許を有する者

民間企業等 職務経験者	ウ 各試験区分において、次に掲げる職務経験を5年以上有する者 (ウ) 行政 民間企業等又は鹿児島県外に本庁等所在地を置く公的機関の職務 経験 (イ) U I ターン枠 鹿児島県外に本社・本庁等所在地を置く民間企業等又は公的機関 における各専門分野の職務経験
中 級	平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者
初 級	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者

(3) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない者（保健師を除く。）

イ 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

カ 民間企業等職務経験者職員採用試験「行政」受験者にあつては、現に鹿児島県内に本庁等所在地を置く公的機関の職員である者（任期の定めのある職員は除く。）

キ 民間企業等職務経験者職員採用試験「U I ターン枠」受験者にあつては、現に鹿児島県内に本社・本庁等所在地を置く民間企業等又は公的機関の職員である者（公的機関において任期の定めのある職員は除く。）

3 試験の方法、時期及び場所

(1) 第1次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目		合格発表
民間企業等 職務経験者	平成31年 8 月 18 日（日）	鹿児島市 東京都	行	教養試験，経験論文試験， エントリーシート（提出 書類）（注1）	平成31年 9 月 13 日（金）
			U I タ ー ン 枠	職務基礎力試験（教養試 験，適性検査（注2））， 専門試験，エントリーシ ート（提出書類）（注1）	
中 級	平成31年 9 月 29 日（日）	鹿児島市	教養試験，専門試験，エント リーシート（提出書類）（注 1）		平成31年10月 7 日（月）
初 級			教養試験，専門試験（注3）， エントリーシート（提出書類） （注1）		

（注1）エントリーシートは、第2次試験の面接試験においても使用する。

（注2）適性検査の結果は、第2次試験の対象者のみ、第2次試験で実施する適性検査の結果と併せて面接試験の参考とする。

（注3）専門試験は、農業土木、林業、土木、建築で実施。

(2) 第2次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
民間企業等 職務経験者	平成31年10月 上旬から中旬	鹿児島市	面接試験，適性検査	平成31年10月 下旬
	平成31年10月		論文試験（注1），専門試験	

中 級	下旬から11月	(注2), 面接試験, 適性検査	平成31年11月 下旬
初 級	上旬	作文試験, 面接試験, 適性検査	

(注1) 論文試験は、一般事務及び教育事務で実施。

(注2) 専門試験は、土木で実施。

4 受験申込手続等

(1) 次のうち、いずれかの方法で申し込むこと。

ア インターネットによる受験申込み

	民間企業等職務経験者	中 級	初 級
申込受付期間	平成31年 7 月 1 日（月）午前 8 時 30 分から同月 15 日（月）午後 5 時 15 分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものの。	平成31年 8 月 7 日（水）午前 8 時 30 分から同月 21 日（水）午後 5 時 15 分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものの。	
受験申込方法	鹿児島 e（い）申請（鹿児島県電子申請共同運営システム）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。		

イ 郵送又は持参による受験申込み

	民間企業等職務経験者	中 級	初 級
受験申込書 配布開始日	平成31年 4 月 25 日（木）	平成31年 6 月 28 日（金）	
申込受付期限	平成31年 7 月 1 日（火）から同月 17 日（水）まで	平成31年 8 月 7 日（水）から同月 23 日（金）まで	
受験申込書の 配布先	鹿児島県人事委員会事務局，県の各地域振興局総務企画部，各支庁総務企画部及び県外事務所等。ただし，郵送での請求は，鹿児島県人事委員会事務局のみで受け付ける。		
受験申込方法	ア 受験申込書に必要事項を記入して提出すること。 イ 郵送の場合は，必ず簡易書留郵便にすること。		
受験申込先	鹿児島県人事委員会事務局総務課		

(2) 受験申込みは，一試験につき一試験区分に限る。

(3) 受験申込書の受理後における試験区分及び試験地の変更は認めない。

5 採用候補者名簿の作成方法

(1) 最終合格者は，試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は，名簿確定の日から原則として 1 年間である。

6 給与

(1) 民間企業等職務経験者職員採用試験

給与は，鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

現行条例によれば，例えば，採用時の年齢が 30 歳で，大学卒業後民間企業等における職務経験が 8 年の場合，給料月額 240,000 円程度が支給される。このほか，通勤手当，住居手当，超過勤務手当，期末手当，勤勉手当等が，それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

(2) 中級及び初級試験

給与は，鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

現行条例によれば，行政職給料表では，基準となる給料月額下表のとおりとなり，職務経歴等のある場合には，この額に一定の基準で加算されることがある。このほか，通勤手当，住居手当，超過勤務手当，期末手当，勤勉手当等が，それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

中 級	161,800円
初 級	149,000円

7 その他

各試験の詳細については、別に試験案内を交付する。

8 問合せ先

鹿児島県人事委員会事務局

郵便番号 890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁（行政庁舎）12階

電話（直通）099-286-3893, 099-286-3894

公安委員会公告

警備業貴重品運搬警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業貴重品運搬警備業務 1 級及び同 2 級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 貴重品運搬警備業務 1 級
- (2) 貴重品運搬警備業務 2 級

2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

ア 貴重品運搬警備業務 1 級

平成31年 7 月 5 日（金）午前 9 時から午後 5 時まで

イ 貴重品運搬警備業務 2 級

平成31年 7 月 4 日（木）午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 検定当日の受付時間

午前 8 時30分から午前 9 時まで

(2) 実施場所

宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地 1）

(3) 受検定員

いずれの検定も30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務 1 級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者

イ 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から貴重品運搬警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けたもの

(2) 貴重品運搬警備業務 2 級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

4 検定の方法及び内容

(1) 貴重品運搬警備業務 1 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

- (ホ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験
- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 貴重品運搬警備業務 2 級
- ア 学科試験
- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験
- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
- (1) 受付の期間及び時間帯
- ア 期間
平成31年 5 月 7 日（火）から同月 17 日（金）まで（県の休日を除く。）
- イ 時間帯
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- (2) 提出書類
- ア 貴重品運搬警備業務 1 級
- (ア) 検定規則に規定する検定申請書（別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。）
1 通
- (イ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
2 葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。）
1 通
- (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。）
1 通
- (オ) 貴重品運搬警備業務 2 級の検定に係る合格証明書及び当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（3 の(1)に該当する場合に限る。）
1 通
- (カ) 貴重品運搬警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し（3 の(2)に該当する場合に限る。）
1 通
- イ 貴重品運搬警備業務 2 級
- (ア) 検定申請書
1 通
- (イ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
2 葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。）
1 通
- (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。）
1 通
- (3) 申請先及び申請方法
- ア 申請先

受検者が県内に居住する場合におけるその者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

6 検定手数料

貴重品運搬警備業務1級及び同2級ともに、16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。

(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）